

令和8年5月25日

令和8年 第5回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和8年第5回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和8年5月25日（月曜日）午後2時00分～午後2時36分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 岡 田 博 史（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 新 庄 涼 子

5番 石 井 和 光

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

教 育 部 長 田 口 茂 夫

教育総務課長 仲 山 絵 美

教育指導課長 濱 田 史

青少年課長 内 野 峻 佑

中央図書館長 石 嶋 洋 平

教育指導担当
部 長

学校施設更新
等 担当 課長

指導担当課長

生涯学習課長

石 田 玲 奈

長 瀬 正 人

水 谷 延 広

島 田 純 平

6. 書 記

庶務係長 妹 尾 光 浩

主 任 神 山 健 輔

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 教育長諸務報告

第 3 第 7 号報告 事務の臨時代理の承認について

第 4 その他報告事項 (1) 指定学校変更承認基準及び区域外就学承諾基準
の改正について

(2) 小学校における特別支援教室（くぬぎグループ）
拠点校の変更について

(3) 社会教育委員会議からの提言の提出について

◎開会の辞

○岡田教育長 皆さんこんにちは。ただいまから、令和8年第5回東大和市教育委員会定例会を開催します。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○岡田教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、新庄委員にお願いします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○岡田教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

4月21日火曜日、令和8年度北多摩西地区保護司会東大和分区定例総会に出席しました。

4月22日水曜日、校長の異動があった学校を訪問しています。四小、五小、八小、九小の4校に伺いました。新たに他地区、または市内で異動になりまして、今年学校が替わったという校長先生のところに訪問し、学校経営方針等を伺いました。また、教育委員の皆様には改めて教育委員会訪問のときなど様々な学校行事等で、また学校経営方針等を少しお話ししていただけるとありがたいと思っています。

4月23日木曜日、八王子市立大和田小学校を視察しました。こちらは市内の学校ではありませんが、私が他地区の校長をしていたときに一緒に学校経営を進めていた方が今年昇任をして八王子に行かれたので、その学校に行ってみりました。地区が替わると学校の様子はやはり少し違ひまして、地域の方が学校の中に入って子供たちと一緒に活動していたり、地域の実態も工業地域だったりするものですから、その辺りの地域の様子も随分違うというふうにも思いました。また、参考になる点は東大和市の学校にも還元していきたいと思っています。

4月24日金曜日、副校長会に出席をしました。

4月26日日曜日、東大和市文化協会第56回定期総会に出席をしました。

4月27日月曜日、教育委員会定例会に出席をしました。

4月28日火曜日、校長会役員会に出席をしました。

5月7日木曜日から5月8日金曜日、令和8年度関東地区都市教育長協議会総会に出席をしました。こちらは、群馬県の高崎市で行われたのですが、その協議会の総会の中で講演がありまして、その講演で群馬大学の大学院理工学部の金井教授のお話を伺う機会がありました。

中身は防災教育についてだったのですが、日頃学校では、児童生徒の避難訓練を毎月のように行っていますが、6年間、もしくは中学校3年間で9年間避難訓練を行っていると、教員は地震があったときには机の下にもぐりなさいというようなことを、我々もそういう感覚でいるかと思いますが、そういう教育を長い間受けているとそれが身についてしまって、頭で考えなくてもそういう行動に移ってしまうということなので、臨機応変に考えないと、例えば廊下など自分の教室から遠く離れていたときにどうするかというところに結びつくのですが、実証の実験をしたところ、自分の教室から遠くに離れていても自分の教室に戻って自分の机の下にもぐるといふ、そういうこともあるそうです。

多くの学校では様々な場面を想定して、掃除をしている最中や、または休み時間のときなど、そういう場面を想定した避難訓練を行っているのですが、どの学校もそういうふうになるというわけではないのですが、改めて避難訓練の在り方等も考えていかなければいけないと感じました。

5月11日月曜日、教育委員懇談会に出席をしました。

5月14日木曜日から5月15日金曜日、第76回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会高知大会に出席をしました。高知のほうまで行ってまいりました。こちらでは、全国どこの自治体でもそうなのかと僕は思ったのですが、公共施設の再配置計画という、東大和市でも今年度末策定する予定ですが、公共施設の老朽化の問題で、市全体ではないけれども一部の地域で公共施設と一緒に学校の中に入れるというような事例を伺いました。

その中で成功する秘訣については、やはり行政だけではなくて、市民の方々と一緒にその市の未来にとって一番いいことは何なのかということをきちんと共通認識、共通理解をした上で進めていくことが一番の近道というような、そのようなことを学んできました。また、詳しくは皆さんと情報共有していきたいと思っています。

5月16日土曜日、第7回東大和ヒトみらいトークに出席をしました。

同日、令和8年度特定非営利活動法人東大和市スポーツ協会通常総会に出席を

しました。

5月17日日曜日、令和8年度東大和市水防訓練に出席をしました。水防訓練は、当日たくさんの親子連れが参加していました。一番の目玉は、国土交通省から、大雨、台風を体験する降雨体験車が来まして、車両の中で1時間300ミリという風と雨を体験することができ、たくさんの親子が参加していました。私も体験しましたがけれども、かっぱを着てすごい雨風に当たると、前もなかなか見えなくなったりしますし、災害時にどういうことを自分で考えてやったらいいかという一つの体験になったと思いました。

以上でございます。

教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告につきまして、御質疑等がありましたら御発言をお願いします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第7号報告 事務の臨時代理の承認について

○岡田教育長 日程第3、第7号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

報告の説明をお願いします。

田口教育部長。

○田口教育部長 ただいま議題となりました第7号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

郷土博物館では、資料を良好な状態で保存するために一般収蔵庫及び特別収蔵庫内の害虫の駆除などを行います。各収蔵庫に薬剤を投薬し燻蒸作業を行います。が、薬剤が人体にも有害なため作業期間中は臨時休館とします。期間中は燻蒸作業業者が24時間体制で安全管理を行います。

燻蒸作業は6月7日日曜日閉館後から6月12日金曜日に行いますが、6月8日月曜日は休館日であるため、臨時休館期間は6月9日火曜日から12日金曜日までとなります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 説明が終わりました。

御質疑がありましたら御発言をお願いします。

特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

お諮りします。

第7号報告の事務の臨時代理の承認について、本件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 御異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第4 その他報告事項

○岡田教育長 日程第4 その他報告事項を行います。

報告事項(1) 指定学校変更承認基準及び区域外就学承諾基準の改正について、本件の報告をお願いします。

仲山教育総務課長。

○仲山教育総務課長 報告事項(1) 指定学校変更承認基準及び区域外就学承諾基準の改正について御説明申し上げます。

本件は、東大和市内の指定した小中学校以外への通学を希望する場合の基準である指定学校変更基準、及び他の市区町村から東大和市内の小中学校への通学を希望する場合の基準である区域外就学承諾基準について、その内容の一部を変更するものです。

初めに、指定学校変更基準についてですが、その他報告資料(1)の4枚目の変更後の指定学校変更基準を御覧ください。

変更内容としましては、区分の「2 住宅購入等」についてですが、備考に記載しています申請時に必要な書類について、賃貸借契約書の後ろに「等」を加え、都営住宅あっせん通知書等を必要書類として認めるものです。

次に、区分の「3 両親共働き等」についてですが、変更前の「父子・母子家庭」を「ひとり親」とし、「預かり先又は店等」を「児童の祖父母その他親族の預かり先又は店等(商売等で店舗が生活の拠点となっている場合)」とするもので、預かり先を児童の監護者としてより適切となるよう整理するものです。また、中学生は監護者がいなくとも自律した生活ができると判断し、対象学年を小学校

の全学年とするものです。

次に、区分の「7 その他」についてですが、事由ごとに整理するため2つの事由としていたものを4つの事由に細分化するもので、変更後の2と3は市内転居や両親共働き等によって変更した小学校の通学区域とする中学校に入学を希望する場合の基準を、変更後の4は特別支援学級に通う兄弟姉妹と同一校に入学・通学する場合の基準を定めたものです。

また、注についてですが、承認期間を短縮することができる区分を、「3 両親共働き等」、「4 身体的理由」、「6 部活動」、「7 その他」の3と4とするものです。

次に、区域外就学承諾基準についてですが、その他報告資料（1）の8枚目の変更後の区域外就学承諾基準を御覧ください。

区分の「3 住宅購入等」についてですが、指定学校変更基準と同様に、申請時に必要な書類について賃貸借契約書の後ろに「等」を加え、都営住宅あっせん通知書等を必要書類として認めるものです。

次に、区分の「4 両親共働き等」についてですが、こちらも指定学校変更基準と同様に、変更前の「父子・母子家庭」を「ひとり親」とし、「預かり先又は店等」を「児童の祖父母その他親族の預かり先又は店等（商売等で店舗が生活の拠点となっている場合）」とするもので、預かり先を児童の監護者としてより適切となるよう整理するものです。

また、中学生は監護者がいなくとも自律した生活ができると判断し、対象学年を小学校の全学年とするものです。

最後に、注についてですが、申出により承諾期間を短縮することができること及び改正前の「4 両親共働き等」の事由により市内中学校に就学していた生徒については従前の例とする旨を追加するものです。

報告は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

御質疑がありましたら御発言をお願いします。

なかなかイメージが難しいという気もしないでもないのですがどうでしょうか。指定学校のほうは市内のことですね。それから、区域外のほうは市外から転入などの場合です。では、補足を田口教育部長お願いします。

○田口教育部長 少し補足をさせていただきますと、ひとり親というところの文言

については、これは文言の整理です。ひとり親という形で、様々な要因もあったりして、父子や母子という言葉をもとめたのですが、そのあとの児童の祖父母その他親族の預かり先、お店等の関係もあるのですけれども、こちらの整理につきましては、従前は、例えば親のお知り合いやお友達など、そういう方を預かり先として認めていました。そうなってしまいますと、極端なことを言えば誰でもいいという状況になりますので、適切な形にしておく必要があるのではないかということで、文言の整理をさせていただきました。また、学年については、説明にありましたとおり、中学生に関しては一般的には、放課後についても自分で自立した生活ができるだろうということから、今まで小中学生だったところを小学校の全学年にさせていただいたということです。

全体的には少し見直して、現代に合ったような形の表現にはさせていただいているという状況でございます。

また、その他につきましては、幾つか項目を分けるなど、より市民の皆様にも分かりやすいような形の表現にしているということで、特に市外からの転入の場合の区域外就学承諾基準の欄外の注のところですが、小学校のときに既に、例えばA学区からB学区のところにこういった形で動いている方が、中学校ですとまた元に戻ってしまうことなく、新しく指定されている学校の中学校区に行けるような対応もできる形になります。

さらに経過措置として、現在、中学校1年生で市外から来ている子供に対して、2年生になったら駄目ですというわけにもいきませんので、そういったところの経過措置なども配慮しているという状況です。

以上です。

○岡田教育長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○岡田教育長 それでは、質疑を終了します。

報告事項(2) 小学校における特別支援教室(くぬぎグループ)拠点校の変更について、本件の報告をお願いします。

濱田教育指導課長。

○濱田教育指導課長 それでは、その他報告(2) 小学校における特別支援教室(くぬぎグループ)拠点校の変更につきまして御説明を申し上げます。

現在、第二小学校、第八小学校、第十小学校の特別支援教室で構成しています

くぬぎグループでは、第二小学校を拠点校として第二小学校に在籍する教員が他の2校を巡回し児童の指導に当たっているところです。市では、令和7年3月に第三次東大和市特別支援教育推進計画を一部改訂し、本計画に基づき、令和9年4月に第二小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設予定です。

これに伴い、第二小学校に特別支援教室拠点校と自閉症・情緒障害特別支援学級が校内に併設されることとなります。こうなりますと、職員数増加に伴う人事管理の負担が想定されること、また、市内小学校の特別支援教育均衡等を図ることなど、特別支援教室拠点校を変更することについて検討しました。

検討に当たっては、同じ特別支援教室のグループ内で拠点校を変更することによって、教育編成の組み直しや児童を担当する教員の変更が生じないことから、同グループ内での拠点校変更を検討しました。第八小学校と第十小学校の教室数や学級数、拠点校から巡回校へ移動する教員の負担等を鑑み、拠点校を令和9年4月に第二小学校から第八小学校へ変更することが結論となりました。

説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

御質疑がありましたら、御発言お願いします。

(発言する者なし)

○岡田教育長 質疑を終了します。

続いて、報告事項(3)社会教育委員会議からの提言の提出について、本件の報告をお願いします。

島田生涯学習課長。

○島田生涯学習課長 それでは、私から、その他報告事項(3)社会教育委員会議からの提言の提出について御説明させていただきます。

添付のデータを御参照ください。

本提言につきましては、社会教育委員の任期に合わせておおむね2年に1回、社会教育委員会議が提言としてまとめているものです。今回は、社会教育を取り巻く現状と課題を6つの視点から総括を行い、提言としてまとめたものとなっています。題名としましては、「誰もが幸せになれる地域づくりを目指して ミニコミュニティと身近な安全について」という内容です。今回は内容の説明は省略しますが、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○岡田教育長 報告が終わりました。

御質疑がありましたら、御発言をお願いします。

あとでまた詳細を見ていただければと思いますが、現状このような様子ですというのと、あと20ページには提言そのものが出ていますので、こちらも読んでいただけるとよろしいかと思っています。地域学校協働本部を設置し、その活動を推進されたいというような提言があります。

また、資料等見ていただきながらお読みいただけるといいかと思っています。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○岡田教育長 では、質疑を終了します。

◎閉会の辞

○岡田教育長 以上をもちまして本日予定していました議事日程は全て終了しました。

これをもって令和8年第5回東大和市教育委員会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 2時36分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長

岡田博史

会議録署名委員

新庄涼子